

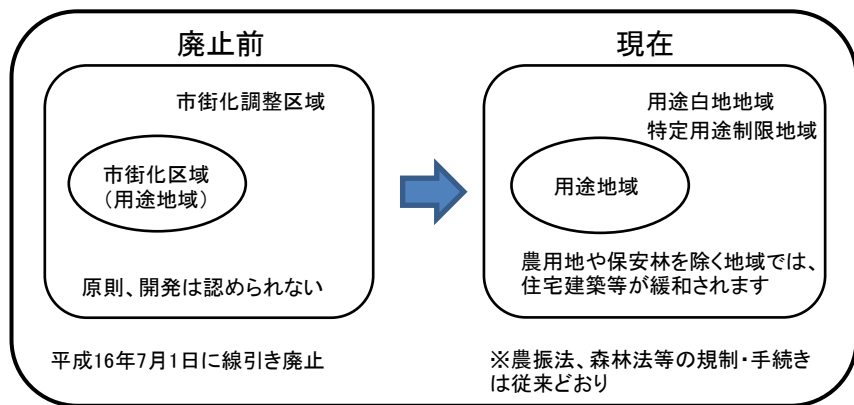
荒尾都市計画区域区分(線引き)の廃止について

荒尾市

～区域区分(線引き)廃止に伴い建築物の規制が変わりました～

【 区域区分(線引き)廃止とは 】

荒尾市では、昭和48年に区域区分(線引き)が設けられ、市の区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つに区分することにより、秩序ある効率的なまちづくりを進めてきましたが、荒尾市の状況を判断して県が決定した「荒尾都市計画区域マスタープラン」の方針に基づき、この2つ区分がなくなりました。



【 新しい建築制度 】

農用地や保安林を除く用途白地地域は、原則的に開発が可能になりますが、良好な環境又は保持の観点から、新しいまちづくりのルール「特定用途制限地域」(右図参照)に基づき、建築することができないものを定めます。

【 開発許可制度 】

開発許可とは、宅地として開発される区域(敷地)の規模に応じて、道路、公園、排水、給水等の必要な施設の設置を義務づけ、良好な水準の都市形成を誘導していくための制度です。
※1,000㎡以上の開発行為をする場合は、荒尾市全域で開発の許可が必要です。

農地の転用(農業委員会からのお知らせ)

区域区分(線引き)廃止により、今まで市街化区域内の農地の転用(農地法4条・5条)については、届出でしたが、平成16年7月1日より許可申請が必要になりました。申請の受付締切は毎月25日です。(25日が土・日・祝日の場合は休日後最初の平日)

特定用途制限地域

主な建築物の建築制限は下記ようになります。

建ぺい率 : 60%

容積率 : 200%

農振農用地や保安林は原則的に建築することができません。また、接道や土地(農地)の条件で建築できない場合があります。

● 住宅・共同住宅

住宅建築が可能です

● 遊戯施設・風俗施設

建築できません

● 店舗等

床面積が1,500㎡以下の店舗
は可能です

● 公共施設・病院・学校等

建築できます

● 事務所等

床面積が1,500㎡以下の事務
所は可能です

● 工場・倉庫等

自動車修理工場(床面積150㎡以下)
ガソリンスタンドは建築可能です。

● ホテル・旅館

建築できません

その他の建築物はお問い合わせください

【問合せ先】 荒尾市役所 都市計画課 計画係 TEL 0968-63-1487